

## 法律の原案作成から法律の公布まで

毎年税制改正が行われ、また多くの法律が創設・改正されています。これらの法律が作成され公布されるまでの流れについては内閣法制局が、「法律原案作成から法律の公布までの流れ」を以下のように解説しています。この解説によると、内閣が提出する法律案については、全て内閣法制局において審査が行われています。

## 1. 法律案の原案作成

内閣が提出する法律案の原案の作成は、それを所管する各省庁において行われます。(国税に関する法律は財務省が、地方税に関する法律は総務省が所管しています。)

## 2. 内閣法制局における審査

内閣が提出する法律案については、閣議に付される前に全て内閣法制局における審査が行われます。

## 3. 国会提出のための閣議決定

閣議請議された法律案については、異議なく閣議決定が行われると、内閣総理大臣からその法律案が国会(衆議院又は参議院)に提出されます。

## 4. 国会における審議

内閣提出の法律案が衆議院又は参議院に提出されると、原則として、その法律案の提出を受けた議院の議長は、これを適当な委員会に付託します。

委員会における質疑、討論が終局したときは、委員長が、問題を宣告して、表決に付します。委員会における法律案の審議が終了すれば、その審議は、本会議に移行します。

内閣提出の法律案が、衆議院又は参議院のいずれか先に提出された議院において、委員会及び本会議の表決の手続を経て可決されると、その法律案は、他の議院に送付されます。

## 5. 法律の成立

法律案は、憲法に特別の定めのある場合を除いては、衆議院及び参議院の両議院で可決したとき法律となります。

## 6. 法律の公布

法律は、法律の成立後、後議院の議長から内閣を経由して奏上された日から30日以内に公布されなければなりません。

法律の公布に当たっては、公布のための閣議決定を経た上、官報に掲載されることによって行われます。(官報では、公布された法律について、一般の理解に資するため「法令のあらまし」が掲載されています。)

※ 「公布」は、成立した法律を一般に周知させる目的で、国民が知ることのできる状態に置くことをいい、法律が現実に発効し、作用するためには、それが公布されることが必要です。なお、法律の効力が一般的、現実的に発効し、作用することになることを「施行」といい、公布された法律がいつから施行されるかについては、通常、その法律の附則で定められています。

新たな法律案には、施行日などについて、以下のような附則が規定されます。

(参考：民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案における法律案要綱)

### 第三 附則

#### 一 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第一の三1(自筆証書遺言の方式の緩和)については公布の日から起算して六月を経過した日、第一の一(配偶者の居住の権利)については公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

平成三十年十一月二十一日 政令第三百十七号

法務局における遺言書の保管等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成三十年法律第七十三号)附則の規定に基づき、この政令を制定する。

法務局における遺言書の保管等に関する法律の施行期日は、平成三十二年七月十日とする。